

令和6年度新宿御苑大木戸御殿造園工事
特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名：令和6年度新宿御苑大木戸御殿造園工事
2. 工事場所：東京都新宿区内藤町1-1 新宿御苑地内
3. 工期：令和7年3月31日まで
4. 工事目的：大都市の観光は国際的に大きく注目されており、我が国の観光においても観光の拠点として重要で、底上げを図ることが求められている。新宿御苑では、旧皇室苑地としての歴史的・文化的な価値も踏まえながら、一層の魅力向上に取り組むべく、(仮称)大木戸御殿周辺の玉藻池等の庭園について、明治大正期の歴史性を重視した造園事業を行うこととした。当該事業を実施することで、我が国の歴史や伝統、緑や庭園を手軽に楽しむことのできる場を創出させ、防災減災機能も向上させるものである。
5. 工事内容：基盤整備（護岸工、浚渫工） 一式
植栽 一式
緑地育成 一式
自然育成 一式
施設整備 一式
仮設工事 一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 新宿御苑作業規程（環境省 新宿御苑管理事務所）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 一公園一地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、特別保護区域
- (4) 文化財保護法による史跡名勝天然記念物
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（ A1、 A3、 ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（ 必要、 不要）とする。
- (3) 工事写真は、（ A4 版、 版）の工事写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年2月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (6) 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。
 - ①週休2日の考え方
 - (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
 - (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。
 - (3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場閉所による週休2日の対象外とする期間
無

(6) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

(7) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

②総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

(2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

(3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

(4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

③工事工程の共有

(1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工

期の変更を行うものとする。

④現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち、各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。(労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。)

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

①各種積算の取組： ②積算補正：

③調査対象工事： ④余裕工期の設定：

(2) 工程関係

①影響を受ける他の工事

a.工事名・発注者：平成6年度新宿御苑大木戸門補修工事・環境省新宿御苑管理事務所

b.制約内容：当該工事区域内において近接大木戸門における工事の車輛通行がある

a.事業名・事業者：高付加価値魅力向上事業運営管理事業・環境省新宿御苑管理事務所

b.制約内容：騒音、工事車輛等の規制。

令和6年12月から令和7年2月の間（年末年始除く）の毎休園日において、イベントを実施するもの。

②自然的・社会的条件による制約

a.要因：社会的条件

b.制約内容：工事の実施時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、監督職員に申し出て承認を得ること。

③関連機関との協議による制約

④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

a.要因：埋蔵文化財包蔵地

b.制約内容：護岸改修にあたっては、適宜新宿区文化観光課の立ち合いの下作業を行う。

⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

(3) 用地関係

①用地の取得未了

②保安林解除や用地規制等

③官民境界の未確定部分

④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

①自然環境及び景観等保全のための制約

a.要因：自然環境保全

b.対象箇所：護岸改修工事実施範囲

c.制約内容：水替工にあたっては、施工範囲の水生生物を捕獲し隣接する池に放流するとともに、外来生物は駆除すること。

- ②公害防止のための制限
- ③水替、流入防止施設
- ④濁水、湧水等の特別処理
- ⑤事業損失懸念

当該地は新宿御苑の外周部付近に付き、近隣居住区と隣接した位置関係にある。

このため、工事内容の周知、騒音防止対策等が必要となる。

(5) 安全対策関係

- ①交通安全施設等の指定
- ②交通誘導警備員の配置
 - a.対象要因：来園者の安全確保
 - b.対象箇所：新宿御苑地内。詳細な位置等は監督員と協議の上、決定する。
 - c.対象期間：現地で作業を実施している期間
- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a.対象施設・管理者： b.対象箇所：
 - c.施工条件： d.その他（協議状況他）：
- ④防護施設等
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
- ⑥発破作業等の制限
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- ⑧高所作業の対策
- ⑨砂防工事の安全確保対策

(6) 工事用道路関係

- ①一般道路の搬入路使用
- ②仮道路の設置
- ③工事用道路の使用制限

(7) 仮設備関係

- ①他の工事に引き継ぐ場合
- ②引き継いで使用する場合
- ③構造及び施工方法の指定
- ④設計条件の指定
- ⑤除雪

(8) 建設副産物関係

①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	本体工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	協議による	
アスファルト・コンクリート塊	協議による	
建設発生木材	協議による	

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

- ⑤建設発生土の受入地への搬出
- ⑥建設発生土の他工事への搬出
- ⑦他工事からの建設発生土利用
- ⑧土壌汚染対策法の届出

(9) 工事支障物件関係

- ①占用物件等の工事支障物件

(10) 薬液注入関係

- ①薬液注入

(11) イメージアップ経費

- ①率計上内容：池護岸の浚渫に伴うかいぼりにあたり、発注者が一般参加者を公募して観察会を実施する場合、観察会開催の補助を行うこと。
- ②積上計上内容：

(12) その他

- ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
- ②工事現場発生品
- ③支給品・貸与品
- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- ⑤指定部分の引き渡し
- ⑥部分使用
- ⑦給水
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 - 可 設置条件：新宿御苑管理事務所裏
 - 不可 想定休憩場所等：
- ⑨監督職員事務所の設置
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a.工事用水： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
 - b.工事用電力： 利用できる（ 有償、 無償）、 利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
 - a.場所：新宿御苑管理事務所裏

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。

- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下の場所においては重機等の出入りは避ける。
(アスファルト舗装部以外の部分)
- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
(条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
異形鉄筋	SD345	10, 13	図面による

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
 - ①重ね継手：部位 ()、径 ()
 - ②ガス圧接：部位 ()、径 ()
 - ③ : 部位 ()、径 ()
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
(超音波試験、 引張試験)
- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。
図面による (水セメント配合比等の詳細は協議による)
- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。
図面による (水セメント配合比等の詳細は協議による)
- (6) セメントの種類は下記による。
高炉セメント
- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
①舗装、修景施設整備に使用する自然石全般
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を

得ること。

- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
 - ①薬剤指定： 有（図面に記載のとおり）
 - ②性能区分： JAS：K4以上、 AQ：AQ屋外用1種
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
 - （ 人工乾燥処理：％、 天然乾燥処理：％）

7. 工事共通

(1) 共通

- 当該工事の視対象である玉藻池の日本庭園は、(仮称)大木戸御殿が現存していた時代に御滞在・鑑賞の対象となっていたものである。当該工事は、往時の庭園を復元的に整備するものであり、我が国の歴史文化を体現する場として完成に至るよう、各工種において造園技術者が高い技術力・創造力を発揮し、受注者発注者との施工にかかる綿密・詳細な協議を行うこと。

(2) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(3) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(4) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
 - ①防腐処理：有・無
 - ②防腐処理方法：重金属を含まない防腐剤を加圧注入したもの（協議による）
ただし、丸太表面を焼き見上げた焼丸太材を除く
- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。
 - ①客土材：黒土（床土、目土）、砂（目土）
- (4) 高木及び低木の新植は、枯れ補償対応とする。

10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。
 - ①舗装種類：
- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。
 - ①舗装種類：砂利舗装、自然舗装、飛石、ゴロ太敷などの自然石を使用する舗装
- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。
 - ①擁壁工：石積み、土留め
 - ②電気設備工：庭園灯分電盤、庭園灯、ハンドホール
 - ③修景施設整備工：入口改修、景石、腰かけ石、州浜改修、灯籠火袋向き調整などの自然石を使用する施設
 - ④管理施設整備工：立入制限柵、木柵